

令和7年3月18日

社会福祉法人本永福社会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日の3年間

【女性活躍推進法・次世代法共通】

2. 目標 年次有給休暇取得率60%以上の従業員割合を60%以上とする。

3. 取組内容・実施時期

●4月・5月

前年度の個人別年次有給休暇の取得率を集計し、令和7年度の目標取得日数と併せて各従業員に通知。

●7月・8月

4～6月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。

●10月・11月

4～9月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。取得が進んでいない従業員については、本人・所属先上長に対して取得を促すよう伝達。

●1月・2月

4～12月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。取得が進んでいない従業員については、本人・所属先上長に対して取得を促すよう伝達。

【公表事項】（令和7年3月1日時点）

1. 全労働者に占める女性労働者の割合 72.6%
2. 管理職に占める女性労働者の割合 60.0%

以上